



鳥取県公報

平成 23 年 4 月 19 日 (火)
第 8 2 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| ◇ 告 示 | 土地改良区の定款の変更の認可 (238) (農地・水保全課) 2 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の指定 (239) (会計指導課) 2 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (240) (〃) 2 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (241) (〃) 2 |
| | 指定居宅サービス事業者の廃止 (242) (東部総合事務所福祉保健局) 3 |
| | 指定介護予防サービス事業者の廃止 (243) (〃) 3 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (244) (西部総合事務所福祉保健局) 3 |
| | 土地改良区連合の役員の就退任 (245) (西部総合事務所農林局) 3 |
| ◇ 選管告示 | 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (43) 5 |
| ◇ 公 告 | 狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 5 |
| | 狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 7 |

告 示

鳥取県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、湖東大浜土地改良区の定款の変更を平成23年4月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第239号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定年月日 | 指定番号 | 住所 | 名称 | 売りさばき場所 |
|-----------|------|----------------------|-------------|----------|
| 平成23年4月1日 | 652 | 東京都調布市調布ヶ丘 三丁目6-3 | シダックスアイ株式会社 | 鳥取市江津730 |

鳥取県告示第240号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 廃止年月日 | 住所 | 名称 |
|------------|------------------|--------|
| 平成23年3月31日 | 神奈川県横浜市金沢区福浦1-11 | 株式会社光洋 |

鳥取県告示第241号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 指定番号 | 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|-------------|---------|-------------------|-------------------|-----------|
| 601 | 山陰合同銀行吉成出張所 | 売りさばき場所 | 鳥取市吉成二丁目 355-5 | 鳥取市吉成二丁目 16-17 | 平成23年4月1日 |

鳥取県告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|--------------|---------------|---------|
| 合同会社S・T・M | かもめヘルパーステーション | 鳥取市菖蒲732 | 平成23年4月1日 | 訪問介護 |

鳥取県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月19日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|--------------|---------------|----------|
| 合同会社S・T・M | かもめヘルパーステーション | 鳥取市菖蒲732 | 平成23年4月1日 | 介護予防訪問介護 |

鳥取県告示第244号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|--------------|-----------------------------|------------------------------|-------------|-----------|
| 特定非営利活動法人ぱーとなー | 米子市加茂町二丁目180 | ヘルプサービスぱーとなー | 米子市加茂町二丁目180 | 居宅介護、重度訪問介護 | 平成23年4月1日 |

鳥取県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大

山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成23年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 天島清憲 | 西伯郡大山町高橋153 |
| 〃 | 長田潤之助 | 西伯郡大山町下市844 |
| 〃 | 籠津文彦 | 西伯郡大山町石井垣181 |
| 〃 | 影山宏明 | 西伯郡大山町門前988-1 |
| 〃 | 高虫寛 | 西伯郡大山町茶畑131-2 |
| 〃 | 二宮靖徳 | 西伯郡大山町豊成2581 |
| 〃 | 飯田政好 | 西伯郡大山町長田353 |
| 〃 | 高西史郎 | 米子市淀江町小波96-1 |
| 〃 | 斉藤優 | 米子市淀江町西原717 |
| 〃 | 仲田祐康 | 米子市日下541 |
| 〃 | 加川賢明 | 西伯郡伯耆町遠藤102 |
| 〃 | 影山博人 | 西伯郡伯耆町金屋谷690 |
| 〃 | 野坂康夫 | 米子市義方2-1 |
| 〃 | 森田増範 | 西伯郡大山町國信324 |
| 〃 | 森安保 | 西伯郡伯耆町小野435 |
| 〃 | 竹内敏朗 | 日野郡江府町久連181 |
| 監事 | 長原幸充 | 西伯郡大山町長野53 |
| 〃 | 徳永健 | 西伯郡大山町倉谷488-1 |
| 〃 | 吉田秀明 | 米子市淀江町西原713 |

平成23年4月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 天島清憲 | 西伯郡大山町高橋153 |
| 〃 | 長田潤之助 | 西伯郡大山町下市844 |
| 〃 | 籠津文彦 | 西伯郡大山町石井垣181 |
| 〃 | 影山宏明 | 西伯郡大山町門前988-1 |
| 〃 | 高虫寛 | 西伯郡大山町茶畑131-2 |
| 〃 | 二宮靖徳 | 西伯郡大山町豊成2581 |
| 〃 | 飯田政好 | 西伯郡大山町長田353 |
| 〃 | 高西史郎 | 米子市淀江町小波96-1 |
| 〃 | 斉藤優 | 米子市淀江町西原717 |
| 〃 | 仲田祐康 | 米子市日下541 |
| 〃 | 加川賢明 | 西伯郡伯耆町遠藤92-3 |
| 〃 | 遠藤達也 | 西伯郡伯耆町富江708 |
| 〃 | 野坂康夫 | 米子市義方2-1 |
| 〃 | 森田増範 | 西伯郡大山町國信324 |
| 〃 | 森安保 | 西伯郡伯耆町小野435 |
| 〃 | 竹内敏朗 | 日野郡江府町久連181 |

監事 西村 暁 西伯郡大山町御崎92
" 徳永 健 西伯郡大山町倉谷488-1
" 石倉 俊男 米子市淀江町淀江836-2
平成23年4月12日就任 任期 平成27年4月11日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成23年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀 裕子

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------------|--------|----------|------------------|
| あらひひでゆき後援会 | 荒井 秀行 | 荒井 恵子 | 境港市竹内町1314 |
| 井上信一郎後援会 | 井川 敏昭 | 川口美記也 | 東伯郡北栄町由良宿583-1 |
| 尾沢三夫後援会 | 尾沢 昇 | 尾沢 聡己 | 米子市西福原八丁目1-50 |
| 下田としお後援会 | 井上 雅紀 | 田淵 修 | 八頭郡八頭町郡家75-10 |
| 杉根修後援会 | 西山 義治 | 上口 俊一 | 倉吉市下米積266 |
| 十四風会 | 徳岡 靖夫 | 山田 泰親 | 東伯郡湯梨浜町大字長江705 |
| 谷本正敏後援会 | 澤田喜久夫 | 木下 晴正 | 八頭郡八頭町米岡106-5 |
| 町民の声を届ける南部町住民の会 | 足羽 昇 | 坪倉 嘉禎 | 西伯郡南部町馬場210 |
| 中田明後援会 | 中田 一 | 中田 一 | 八頭郡八頭町久能寺476-7 |
| 西川のりお後援会 | 平尾 稔 | 西川 幸恵 | 八頭郡智頭町大字市瀬403 |
| 藤井克孝後援会 | 藤井 克孝 | 藤井 純子 | 東伯郡三朝町大字下西谷215-2 |
| 真壁容子後援会 | 岩田 操 | 田淵 三人 | 西伯郡南部町馬場226 |
| 森川としひで会 | 森川 敏秀 | 堀口 義夫 | 米子市淀江町小波925-7 |
| 憂国青年連盟 | 清水 章夫 | 清水 章夫 | 倉吉市福庭町一丁目387 |

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平井 伸治

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの
- 2 実施期日等

| 実施期日 | 時間 | 場所 |
|---------------|-----------------|---------------------------------------------|
| 平成23年7月10日(日) | 午前9時30分から午後5時まで | 米子会場 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第15会議室ほか |
| 平成23年7月31日(日) | 〃 | 鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか |
| 平成23年8月28日(日) | 〃 | 倉吉会場(1回目) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか |
| 平成23年12月4日(日) | 〃 | 倉吉会場(2回目) 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか |

3 試験

(1) 科目

- ア 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
- イ 知識試験(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識)
- ウ 技能試験(猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚(受験票返送用)

5 申込受付期間

平成23年5月9日(月)から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成23年7月1日(金)
- (2) 鳥取会場 平成23年7月22日(金)
- (3) 倉吉会場(1回目) 平成23年8月19日(金)
- (4) 倉吉会場(2回目) 平成23年11月25日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

| 区分 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|----------|--------------|--------------|
| 東部総合事務所生活環境局生活安全課 | 680-0061 | 鳥取市立川町六丁目176 | 0857-20-3675 |
| 中部総合事務所生活環境局生活安全課 | 682-0802 | 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3149 |
| 西部総合事務所生活環境局生活安全課 | 683-0054 | 米子市鞆町一丁目160 | 0859-31-9320 |

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
|--------------|------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 平成23年8月2日(火) | 午前9時から 午後1時まで | 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂 | 鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市の区域に限る。）に住所を有する者 |
| 平成23年8月3日(水) | 〃 | 〃 | 鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）又は岩美郡岩美町に住所を有する者 |
| 平成23年8月4日(木) | 〃 | 八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家公民館大集会室 | 鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡に住所を有する者 |

(2) 中部総合事務所管内

| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
|--------------|------------------|-----------------------------------|------------------|
| 平成23年8月9日(火) | 午前9時から 午後1時まで | 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所201会議室 他 | 倉吉市又は東伯郡に住所を有する者 |

(3) 西部総合事務所管内

| 実施期日 | 時間 | 場所 | 対象者 |
|---------------|------------------|-----------------------------------------|------------------|
| 平成23年8月19日(金) | 午前9時から 午後1時まで | 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟 大会議室 | 日野郡に住所を有する者 |
| 平成23年8月25日(木) | 〃 | 米子市鞆町一丁目160 | 米子市又は境港市に住所を有する者 |

| | | | |
|---------------|---|--------------|-------------|
| | | 鳥取県西部総合事務所講堂 | る者 |
| 平成23年8月26日(金) | 〃 | 〃 | 西伯郡に住所を有する者 |

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書。
- (3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成23年6月20日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 東部総合事務所管内 平成23年7月22日(金)
- (2) 中部総合事務所管内 平成23年7月29日(金)
- (3) 西部総合事務所管内 平成23年8月12日(金)

ただし、日野総合事務所での開催に係るものにあつては、平成23年8月5日(金)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,800円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

| 区分 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|----------|--------------|--------------|
| 東部総合事務所生活環境局生活安全課 | 680-0061 | 鳥取市立川町六丁目176 | 0857-20-3675 |
| 中部総合事務所生活環境局生活安全課 | 682-0802 | 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3149 |
| 西部総合事務所生活環境局生活安全課 | 683-0054 | 米子市栴町一丁目160 | 0859-31-9320 |